

平成30年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

平成30年6月19日（火曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

日程第1 第33号議案から第40号議案まで、第1号報告から第3号報告まで、及び報第3号から報第7号まで

質疑

委員会付託

〔ただし、報第3号から報第7号までを除く。〕

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

1 番	安 達	かずみ
2 番	中 尾	勉
3 番	黒 田	健 一
4 番	甲 斐	明 美
5 番	井ノ口	憲 治
6 番	阿 部	輝 之
7 番	土 谷	信 也
8 番	近 藤	紀 男
9 番	成 重	博 文
10 番	安 達	隆
11 番	松 本	博 彰
12 番	河 野	徳 久
13 番	安 東	正 洋
14 番	北 崎	安 行
15 番	河 野	正 春
16 番	山 本	博 文
17 番	菅	健 雄
18 番	大 石	忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安 田 祐 一
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
主幹兼議事係長	板 井 保 明
主任主査	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆
市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	川 口 達 也
税 務 課 長	土 谷 恒 男
市 民 課 長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て支援課長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	清 水 栄 二
人権・同和对策課長	田 染 定 利
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農業ブランド推進課長	藤 原 博 文
市参事兼耕地林業課長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	早 尻 真 一
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
農業委員会事務局長	佐々木 真 治
選挙管理委員会・監査委員事務局長	
	藤 重 深 雪
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	大 力 雅 昭
消 防 課 長	宗 高 徳
総務課 課長補佐兼総務法規係長	
	小 野 政 文
総務課 課長補佐兼秘書係長	
	都 甲 さおり
教育委員会	
教 育 課 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	安 藤 隆 治
学 校 教 育 課 長	小 川 匡
文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議長（安達 隆君） 日程第1、第33号議案から第40号議案まで、第1号報告から第3号報告まで及び報第3号から報第7号までを一括議題といたします。

6月19日

初めに、議員各位にお知らせをします。質疑及び質問に関連して、4番、甲斐明美君及び18番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、2番、中尾 勉君の発言を許します。

2番、中尾 勉君。

○2番(中尾 勉君) 皆さん、おはようございます。議席番号2番、新政会、中尾 勉でございます。

質疑に入る前に、去る4月11日に耶馬溪町で発生いたしました土砂災害、昨日発生しました大阪北部地震により、とうとい命が奪われました。お亡くなりになりました方々へのご冥福を申し上げるとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

通告に基づきまして、議案質疑をさせていただきます。

第33号議案平成30年度一般会計補正予算の内、10款5項3目の日本遺産推進事業、2,200万円について質疑をいたします。

日本遺産の認定については、本定例会の市長の提案理由説明の中での報告や新聞報道などでも大きく取り上げておりましたが、豊後高田市と国東市が共同して作成した「鬼が仏になった里「くにさき」」が日本遺産に認定されたことは、私自身も大変うれしく思っており、また一つ豊後高田市に新しい財産ができたということで、関係者を始め、多くの市民の方々も喜んでいただいているのではないかと考えております。

そこで、この日本遺産推進事業について、次の3つの点について質疑をいたします。

まず、1点目は、今回認定された日本遺産推進事業とはどういったものなのかについてでございます。

2点目は、今回2,200万円の補正予算を計上しておりますが、どういった事業を行うのか。また、来年度以降もこの事業を行う予定があるのか。あれば、その事業費と事業内容を、予定でいいので教えていただければというふうに思います。

最後に、この事業を行うことによってどういった効果が見込めるのか、この3点についてお伺いをいたします。

1回目の質疑を終わります。

○議長(安達 隆君) 文化財室長、板井 浩君。

○文化財室長(板井 浩君) 中尾議員の第33号議案の内、六郷満山日本遺産推進協議会負担金につい

てのご質疑にお答えいたします。

まず、日本遺産についてでございますが、この制度は平成27年度に国が文化財を活用した地方創生の新たな施策として創設したもので、地域の特色を通じて、文化・伝統を語るストーリーを認定し、国内外に戦略的に情報発信することにより地域の活性化を図ることを目的とするものでございます。さらに、国からは、認定を受けた自治体が行う誘客促進や地域の活性化を図る事業に対し、補助金が交付されるものとなっております。

本市におきましては、平成28年度から、国東市と共同して認定に向けた取り組みを行ってきたところでございます。今回認定されましたストーリーは、ご案内のように、両市にとってかかわりの深い六郷満山文化を背景にした、くにさきの鬼をテーマにしたストーリーでございます。

その内容についてでございますが、くにさきの鬼は、他の地域に伝わる怖い鬼ではなく、厄をはらい、無病息災や五穀豊穡など幸せをもたらす仏のような存在であり、長きにわたり、鬼とそこに暮らす人々との深いつながりが鬼に祈る文化として現在も受け継がれているといったストーリーでございます。

今回ご提案させていただいております負担金2,200万円についてでございますが、本事業は、先程申しましたように国東市との共同事業でありますので、事業の実施につきましては、両市における関係団体等で組織を予定しております六郷満山日本遺産推進協議会において行うこととなります。今年度は、総額4,400万円の事業を計画しておりますので、2分の1の2,200万円ずつを両市で負担するものでございます。

今年度の主な事業といたしましては、効果的な情報発信を行うためのホームページや、映像資料の制作及び日本遺産ガイドの育成などを実施したいと考えております。また、シンポジウムの開催や市内小中学校への出前講座、認定されたストーリーの解説本の作成など、普及啓発にも努めてまいりたいと考えております。さらに、国内外を対象としたマーケティング調査や多言語対応の案内板、説明板などの設置も計画をしているところでございます。

次に、来年度以降の事業についてでございますが、現時点において、本事業は3年間で約7,000万円の助成を受けられるものと文化庁から聞いておりますので、来年度は約2,000万円、再来年度は約1,000万円の事業を実施したいと考えております。

次年度以降の事業内容につきましては、あくまでも計画段階ではありますが、本年度予定しております調査をもとにしたモニターツアーや、くにさきの鬼をテーマにした特別展示、さらには鬼に関連したイベントの開催なども考えたいと考えております。

次に、本事業における効果についてでございますが、ことしは六郷満山開山1300年を迎える年であり、現在、本市と国東市を中心に、誘客促進に向けた各種事業に取り組んでおります。この日本遺産におきましても、テーマはくにさきの鬼ではありますが、この六郷満山ゆかりの地である国東半島に国内外からの誘客を図るという、目指す目的は同じでありますので、既存の事業との相乗効果により、さらなる観光客の増加が見込まれるものと考えております。

また、今回の日本遺産の魅力の一つに、鬼が棲んでいたと伝えられる岩屋などの美しい景勝地も含まれております。昨年、国の名勝に指定されました天念寺耶馬及び無動寺耶馬や、市内の景勝地であります夷谷、さらに国東市にも文殊仙寺や両子寺といった景観のすばらしい場所もございますので、風光明媚な岩山をめぐり、くにさきの鬼を体感する観光客や登山客の増加にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） 再質問いたします。

先程の答弁の中で、今回の日本遺産の要素となる一つに名勝があるとありましたが、先週の新聞報道に、香々地の中山仙境、夷谷でございますが、国の名勝指定に対しての答申がなされる記事が載っていましたが、この件について、市長のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） それでは、私のほうから、中山仙境（夷谷）の名勝指定について、再質問にお答えいたします。

議員ご案内のように、美しい岩峰が地域全体に広がる独特な風景や仏教文化を伝える歴史的空間が残る夷地域について、6月15日に、中山仙境（夷谷）として国指定の名勝にふさわしいとの答申がなされたところでございます。正式な指定につきましては、国の官報告示をもってということになりますので、昨年の例からすれば、秋ごろになるのではないかと考えております。

今回指定されますと、昨年の天念寺耶馬及び無動寺耶馬に引き続き、本市においては2件目の国指定

名勝となります。しかも、県内6カ所となる名勝の内、単独で2つの国名勝を有するのは県内唯一本市のみということになり、これは大変喜ばしいものと思っております。これもひとえに地元関係者の方々のご理解とご協力のおかげだと心から感謝を申し上げます。

この中山仙境（夷谷）は、ことし開山1300年を迎える六郷満山を代表するお寺や神社が存在し、美しい岩峰はその修行の場として知られている場所でございます。また、この夷地区は、四季折々の彩りが楽しめ、年間を通して多くの登山愛好家が中山仙境を訪れております。中には、外国人の方もかなり訪れているとお聞きをしております。私も、西夷の奥から目の前に広がるパノラマの風景は、大変すばらしく、きれいなところだといつも感じておりました。今回の答申は、中山仙境を中心とした岩山の景観や中世の歴史を感じさせるお寺や神社の境内が、名勝として評価を受けたものと思っております。

また、先程、室長が答弁しましたように、この夷谷は、先月認定を受けました日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』の重要な場所でもありますので、これからはこの日本遺産と2つの名勝を含む六郷満山の魅力を観光資源として深く結びつけるとともに、市内の景勝地でトレッキングになっております小田原の西叡山、田染の烏帽子岳、田染山の朝日・夕日観音、東都甲の並石鬼城耶馬、西都甲の天念寺、黒土の無動寺、また城前と臼野にまたがる猪群山、香々地の夷谷なども本市の魅力として国内外に広く情報発信することで、インバウンドも含む多くの人に訪れてもらえるような活用に一層努め、豊後高田の観光振興につなげてまいりますので、議員皆様におかれましても、今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（安達 隆君） 中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） 本市には、非常に既存のすばらしい名勝があります。それを活用して、これからの観光、それからインバウンドに努めていっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。

1番、安達かずみ君の発言を許します。

1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） おはようございます。議席番号1番、公明党の安達かずみです。通告に従って、質疑を行います。

6月19日

まず、第33号議案一般会計補正予算の中の6款2項2目、資料は補正予算参考資料の1ページ、3番です。

水田畑地化を含む圃場整備計画とあります。昨年、同様に計画された西新町の畑地化圃場整備について、近隣住民に対して十分な説明がないまま畑がつくれ、砂の被害などさまざまな苦情がありました。土地の持ち主や水利組合、農業者などへの説明はあっても、もともとそこで暮らして農業に従事しない方々への納得を得ないまま事業が始まったことが原因だったと思います。

今後、そのようなことはあってはならないと思いますが、今回の圃場整備については、計画の段階できちんと住民への理解を得ているのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市参事兼耕地林業課長、都甲賢治君。

○市参事兼耕地林業課長（都甲賢治君） それでは、農業基盤整備促進事業についてお答えします。

今回の事業計画地は、旧真玉町の名士であった佐藤家が私財を投じて江戸後期より汐留を開拓してまいりました、真玉透留新田と言われる水田であります。

この水田は、区画整理されていますが、狭く、機械化には不向きで非効率であります。さらに、地域の排水機能が著しく低下しているために灌水することが多く、農地の半分が耕作放棄地になっています。地域の排水機能の低下は、農地の灌水だけではなく、道路や住宅地への浸水が頻繁に起きて、市民生活にも支障を来しています。

こうした不安を解消するために、県営事業での排水ポンプ施設と樋門の改修を計画して、あわせて農地の整備も行うことが地域の活性化につながると考えて、事業計画をしたものでございます。

今回の計画では、土地所有者の相続人から、排水系統の確認や土壌調査、計画平面図の作成までを委託するための経費であります。対象農地は約10ヘクタールで、土地所有者は約50名であります。

耕地林業課では、昨年度より、大分県や土地連合会と協力して、事業の可能性と事業効果を地元の関係者と協議してまいりました。特に、水田の畑地化については、現在の社会情勢と稲作の将来性などを考慮して、高収益作物への転換を図ることが農業者や土地所有者にとって有利であり、本市としては高収益で産地化された白ネギ農地への整備を推進しているところであります。この地域では、昨年度に別

の事業で、約2ヘクタールの水田を白ネギ用の農地に整備してまいりましたことから、事業の効果を直接確認できていますので、地元のご理解をいただけるものと思います。

今後は、土地所有者の事業同意を得て、農業者の意向を確認して、水利組合や地元関係者と協議しながら水田の集積と畑地化を推進してまいりたいと思います。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 今の説明では、住民の方の納得は得ているのでしょうかという私の質問のお答えが何かよくわからなかったんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（安達 隆君） 耕地林業課長。

○市参事兼耕地林業課長（都甲賢治君） まず、先程ご答弁したとおり、土地所有者の方の同意の取得と、それから、今回、この整備後にこちらで農業する農業者の方々の事業をどういったふうに進めるかという。水田でそのまま集積して使うのか、あるいは畑地を希望するのか。畑地の中でも、先程、白ネギということを申し上げましたけれども、それ以外にもこういったものをつくりたいというような意向があれば、それに合わせて実施していくということになると思います。

当然、そうした同意をとりながら事業を計画していくんですけども、その中で、地元の、先程申しましたように水利組合とか自治会の方とか、そういった方々とも協力される場がありますので、そういったところで事業の同意をとった上で事業を進めるということでやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 後から苦情がないということをお願いいたします。

次に、第37号議案豊後高田市税条例の一部改正について質問します。

生産性向上特別措置法が5月16日に成立しました。中小企業設備が老朽化し、労働生産性が伸び悩んでいることを背景に、中小企業の積極的な設備投資を後押しすることで生産性の飛躍的な向上を進めるためにできた法律で、自治体の条例制定により、3年間、税の減免による固定資産税の減少分については、最大75%を国が地方交付税で補填します。1,492の自治体が固定資産税ゼロにするようですが、本市ではどうなのか教えてください。

○議長（安達 隆君） 税務課長、土谷恒男君。

○税務課長（土谷恒男君） それでは、第37号議案豊後高田市税条例の一部改正についてのご質疑にお答えします。

平成30年度税制改正による地方税法等の一部改正及び生産性向上特別措置法の制定に伴い、中小事業者の固定資産税の課税の特例、いわゆるわがまち特例として、国が認定する生産性向上の先端設備を導入する計画に従って取得した場合に固定資産税の課税標準額を優遇するため、市税条例の一部改正を行うものでございます。この制度は、地方税法に基づき、課税標準額を3年間、ゼロから2分の1の範囲内で市町村の定める割合で軽減するもので、当市はゼロとしております。

また、これまで過疎地域自立促進特別措置法及び半島振興法に基づく地方税の課税免除または不均一課税の制度がございしますが、設備等取得価格の要件が高額であり、これまで対象とならなかった中小事業者の方へも優遇措置の対象が広がった制度となっております。

対象要件につきましては、市の策定する導入促進計画に沿った、労働生産性が年平均3%以上向上する先端設備等導入計画を作成し認定を受ける必要がございます。

対象設備は、生産性向上率が平均1%以上向上する160万円以上の機械装置、30万円以上の測定工具及び検査工具、30万円以上の器具備品、60万円以上の建物附属設備で、中古資産でないことが要件となります。

加えて、ものづくり・商業・サービス業経営力向上支援事業補助金や小規模事業者持続化補助金の採択にも有利となります。非常に有利な制度となっておりますので、関係機関と連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 今の答弁の中に、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法によっても減免の制度があるとありましたが、その場合の対象になる金額は幾らからなのでしょう。

○議長（安達 隆君） 税務課長。

○税務課長（土谷恒男君） それでは、過疎地域自立促進特別措置法及び半島振興法の課税免除または不均一課税の要件についての再質疑にお答えします。

過疎法による課税免除の要件は、設備等取得価格

が2,700万円以上で、半島振興法による不均一課税は、資本金により取得価格の要件は異なりますが、資本金1,000万円までの場合で取得価格500万円以上となっております。

今回の制度は全業種が対象であり、中小事業者の方への生産性向上のための機械類の導入を後押しする制度となっております。ぜひ、ご活用いただければと考えております。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） ということは、これまで免税の対象になってきた企業は、中小企業といっても比較的大きな会社で、その会社が過疎地域や便利の悪い半島などに工場などを建てた場合、税金がかからないので、ここに進出するといいい、得ですよというものに近いと思います。でも、今回の生産性向上特別措置法というのは、30万円から生産性が1%上がると見込まれる設備投資に対して免税になるというのですから、これまで古くなって性能が悪くなっている設備や器具をかえたくても、ちょっと踏ん切りがつかなかった事業主さんの背中を押す制度とも言えるわけです。新しい機械ほど低エネルギー、低コストを見込めるわけですから、小規模事業者さんにも、またそういう機械、IT機器などを扱っている会社にも大変ありがたい制度だということになります。

こういう制度は、知らなかったと言われる方が多いのですが、今回は、国もできるだけ事業者さんに生産性の伸び悩みを解決するために新しい技術や機械を導入してもらおう後押しをしようという制度ですので、市としても周知に力を入れるべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安達 隆君） 税務課長。

○税務課長（土谷恒男君） それでは、生産性向上の機械類の導入に係る周知についての再々質疑についてお答えします。

周知につきましては、市報やケーブルテレビ等により周知するとともに、市商工観光課や商工会議所、商工会、地方銀行等の関係機関と連携して対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） ありがとうございます。終わります。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。

18番、大石忠昭君の発言を許します。

大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。昨日、大阪北部地域を震源とする地震が起きました。亡くなられた方々、そしてご家族の方々に心からお悔やみを申し上げます。同時に、被害に遭われた方々に対しましても心からお見舞いを申し上げます。議案質疑を行いたいと思います。

最初は、第33号議案の補正予算であります。今回はほんのわずかな予算ですが、その中で、2つの予算について質疑をしたいと思っております。

1つは、現在、草地にあります市の清掃センターが老朽化したということで、老朽化は前からわかっておったんですけど、そのために、今、3市で共同の大型ごみ処理施設をつくるという計画が進んでおりまして、ご承知のように、建設の契約議案が否決されて白紙状況にあるんですけども、ここできょう聞きたいのは、そういう中で、今回補修工事請負費として2,000万円が提案されております。この2,000万円の請負工事なんですけども、どういう内容なのか、その概要をまずお尋ねしたいと思っております。

それとの関係で、2つ目は、実は昨年度、まだ永松市長時代の3月議会の当初予算で、同じように草地のごみ処理清掃センターを補修するという形で6,500万円の補修請負費用が提案され、可決されておりました。これとの関係で、本当は6,500万円ぐらいかかるということで永松市長時代に予算を組んだけれども、佐々木市長にかわったら、同じ補修工事をやるのにも、いろいろ検討した結果、2,000万円を抑えることになったのかなとも思えるし、いや、それともそんな大がかりな工事じゃなくて、あと数年もてばいいからこれぐらいでいいということになって2,000万円になったのかなとも思えて、市民から見れば、やはり無駄遣いは省いてもらいたいし、市民の税金は市民のために有効に使ってもらいたいので、チェックする意味で、実際、前の年の6,500万円と今回3月の当初じゃなくて、補正予算という形で、練り上げた結果だと思っております。この整合性について、わかるように説明していただけたらと思います。

3番目が、先程、中尾議員からもありました、『鬼が仏になった里「くにさき」』のストーリーが日本遺産として認定されました。今、市長からも、るる答弁があったとおりであります。そのことは理解できるんですけども、資料をもらいまして、今回の2,200万円がどういう事業で実施するかということもわ

かっておるんですけども、今、答弁がありましたので、聞き取りの際にも前の議員が質問して答弁があれば私の質問も簡単でいいんじゃないかなということをおっしゃっていただけたんですけども、今の聞いた上で、質問しますよと前もって言っておりますので、簡単なことで答えてもらいたいのは、大枠で言って、私の理解は国から3年間で7,000万円の交付金があるんですけども、大きく言ったら広報活動に使えるんですけども、もう一つは、これを使って地域の活性化の事業をやれとなっていると思うんです。だけど、今の説明の中で、7,000万円の使い道について、地域の活性化というのがちょっと私には見えてこないんですけども。

私も国東が好きですから、よく歩いていますけれども、もう鬼にまつわるお話、宮本先生なんか、民話を書いておられますけど、民話の中にも出てきますし、いろいろ地域ではありますが、1つの質問は、地域活性化につながる事業に、3年間にわたっての7,000万円の内にどういうことが使われるのか。今度の2,200万円の中には地域活性化という点ではどうなのか市民が一番聞きたいところだと思うので、ひとつ、わかるように説明してもらったらと思います。

もう一つは、やっぱり佐々木市長は、大きい事業で、定住人口をふやすということとこの観光振興をやるということが2つの重点項目になっています。今回のことも弾みになったと思うんですけども、私は、やっぱり国東の場合は素通りじゃなくて、歩いてもらう観光をどうやって推進できるかという。あしたの一般質問で議論もしたいと思っております。ここで言いたいのは、小学生向けに本を出すとかいろいろなイベントを組むということが今ありましたけれども、私は、ガイドをできる人、鬼にまつわる話、同時に六郷満山文化を話せる、本当に方言も交えて、今、昭和の町の案内人と同じような形で、国東半島独特の文化、あるいはこれだけの奇岩が連なる名勝地、景勝地などなど、何か特別な講師で、年間3回でも4回でも5回でも講座を開いて養成していくということがやっぱり国東観光に大きくつながっていくんじゃないかなと思うので、そういうものが7,000万円の中で使えるのかどうなのか、そういうことは検討されているのかどうかを明らかにしてもらいたいと思います。

33号議案は以上です。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 第33号議案の内、ごみ

清掃工場補修費についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、補修工事費2,000万円の概要についてでございますが、ごみ清掃工場には1号炉と2号炉、2つの焼却炉があり、その中の再燃焼室と冷却室の内側には耐火物を張りめぐらせています。その耐火物の摩耗・欠落が発生しているため、補修を行うものでございます。また、ごみを送るための燃焼装置でありますストーカ火格子についても破損箇所が見られたため、取りかえを行うものでございます。

次に、前年度当初予算との整合性についてのご質疑にお答えいたします。

ごみ清掃工場の設備は、施設全体にある数多くの設備や装置が正常に稼働することにより、ごみの焼却等を適正に処理できるものであり、ごみの燃焼状況などにより各設備の消耗や破損状況も変わってきますので、実施する補修範囲や箇所もその年によって異なってきます。

例年、当初予算において、必要となるであろう補修工事費を積算し、計上させていただいたところでございますが、今年度からは、今後の稼働年数を考慮し補修箇所を絞り込み、必要な都度、必要最小限の額を計上させていただくようにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 文化財室長、板井 浩君。

○文化財室長（板井 浩君） 大石議員の第33号議案の内、六郷満山日本遺産推進協議会負担金についてのご質疑にお答えいたします。

今回の事業につきましては、先程、中尾議員にお答えしましたように、地域の活性化を図るため、情報発信や普及啓発など、さまざまな事業を行う予定でございます。

その内、地域の活性化に係る分についてでございますが、今後、具体的というよりも、先程のガイドの育成にも当たるんですが、そういった人材育成や子どもたちの普及啓発、そういった事業が地域の活性化に当たるものかというふうに考えております。

それと、ガイドの育成についてであります。今回の事業の中に、人材育成を目的としたガイドの養成も計画をしております。まずは、既存のガイドや日本遺産に興味のある方々を対象に、ストーリーや構成文化財の内容を正しく理解していただくための講座を開きながら、くにさきの鬼を語れる日本遺産ガイドの育成に取り組んでいく予定でございます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 最初は、ごみの問題から行きますが、今回、当初予算じゃなくて補正予算になったということは、いろいろと検討に検討を重ねた結果、最低限度の補修にとどめようということになったということなんですけれども、それならば、この2,000万円の補修をやれば、ほぼ何年ぐらいもてるというような計算なのか。いや、また9月に補正、12月に補正、来年3月の当初にということになるのか。

同じ補修工事やるならば、一度にやったほうが、経費の面などについては、計算上は、普通の公共工事だったら一遍にやったほうが安くなる計算になると思うので、その辺の判断が難しいと思うんですけど、ちょこちょこやるよりは、一度にやったほうが相対的には安上がりじゃないかというのは、私は素人ですけどそう思うんですけど。特に、公共工事については経費というのが高いわね。経費、経費という形で上乗せ分があるので、その辺、心配するんですけども、その点。

いろいろ検討した結果、1年前は6,500万円必要だと、もう今は2,000万円でもいいというなら、それはありがたいことです、市民から見れば。これで2,000万円で何年もてるというような検討がされたのかということと、それから、あと新しいごみ処理場との関係があると思うんです。今は、もう計画は何度もまず最初は用地が見つからなくておくれましたけれども、用地が見つかって、今度は造成までできたけれども、造成までできて、業者まで入札は終わったんですけども、議会ではその建築工事のほうの契約議案が否決されたという新しい事態が起こったわけです。そうすると、予定よりもだんだん新しいごみ処理場が稼働する時期がおくれてきているわけです。

私の計算では、私も議員になって48年になりますから、もう今の草地のごみ処理場も約で言ったら40年稼働していると思うんです。だから、これは耐用年数から見てももうそりゃ大変な長もちをして、施設についてお礼を申し上げたいぐらい、しぶとく活躍していただいていると思うんです。同時に、地域の皆さんにもいろいろとご迷惑もおかけしていると思うんです。だから、なるべく新しい施設を早くつくると。今までの市長の3月の議会の答弁聞いても、もう草地の施設じゃなくて、市単独じゃなくて、3者でやるという方向を出していますから、そうなる、草地はもうあれで終わるといふならば、なるべ

く補修金額は抑えたほうが市民にとっては得だと思
うんです。

だから聞きたいんですけども、本当にこれ、ま
だあれを補修しながら、あそこでまた拡張するとか
いうんなら補修の計画も違ってくると思うんじゃけ
ん、その辺は、もう大体あと3年もてれば広域圏で
新しい小型のものができるといような計算の上に
今度2,000万円となったのか、とりあえず2,000万円
となったのか、その辺をちょっと聞かせてもらっ
たらと思います。

以上です。

○議長(安達 隆君) 市長。

○市長(佐々木敏夫君) 昨年度当初予算で6,500
万円組んだということと、ことし2,000万円補正予算
をということですが、昨年度は予算は使って
おりません。そして、過去の実績で言いますと、平均
6,500万円ずつ、毎年修理費を出しております。2
年に換算しますと1億3,000万円、費用がかかるわけ
であります。2年を通して1億3,000万円が、2,000
万円に減額されたという理解をしていただいても結
構です。

今までは、毎年6,500万円。7,000万円もあります
し、6,000万円もありますし、平均すると6,500万円
は毎年です。そういう意味で、2年間で2,000万円
で済んだということは、私はいい成果であろうと。

また、当然、私も現地に2度行って、向こうの技
術者と協議した結果であります。恐らく、ことしは
この2,000万円で1年間が行けるものと信じておりま
すし、仮に追加して1,000万円の修理が出て、3,0
00万円で終わったということでは評価していただい
てもいいんじゃないかなと、こういうふうに思っ
ております。

○議長(安達 隆君) 大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 市長から、今、答弁があり
ました。普通は議案質疑には課長が答弁をするとい
うことで、なかなか市長、答弁しなかったけど、中
尾議員に対しても先程答弁がありましたけど、それ
はいいことだと思います、市長答弁。

だから、今の市長の答弁を聞きましたら、私が第
1回目の質問をしたように、前回は当初予算で6,50
0万円と。それ、使ったとは言っていないんですよ。
佐々木市長になったら、そんな金は使うことはない
と。抑えて、全然使っていない、6,500万円。流した
んです。今度、当初予算に組むかなと思ってみたら、
当初予算もこの手の予算はゼロだったのに、2,000

万円と出たもんだから。

今まで6,500万円、いわゆる相手の言いなりの単価
だと思っんです。これ、随契でやるんでしょう。業
者が決まっているでしょう。だから、6,500万円なら
6,500万円の仕事ということで、毎年、毎年というこ
とになっておったと思っんです。それを、佐々木市
長が、それはおかしいんじゃないかとクレームをつ
けたということなんです。市長、うなずいているけ
ども。それやったら、佐々木市長、大したもんです
よというふうになりますよ、それが本当ならば。う
そじゃないと思っんですけど。

だから、もう一度聞きたいんですけども、それは機
械物ですから、もう私の言うように40年たっている。
正確に何年たったかは述べてください。私の計算で
は、約40年たったんじゃないかと思っんです。だか
ら、2,000万円でやられるとしても、またひょっと壊
れる場合がある。その場合でも、あと1,000万円追加
したら3,000万円で済むんじゃないかと。2年間で1
億3,000万円が3,000万円で済むちゆうことは評価し
てもらいたいと市長はあつたけど、それは評価でき
ます。これをあと何年間も使うというんなら、それ
は何ぼかけてもいいけども、あと1年か2年か、長
くても3年でしょう、新しい施設ができるんだから。
やはり、私は、市民の立場から見れば、やっぱり上
手に修理をして、あるいは管理をして長もちをして
もらうと、無駄な経費は使わないという立場をとる
ことが一番大事だと思っんです。

その点、本当に2年間で1億3,000万円を私は2,0
00万円でやると、ひょっとしてあと1,000万円になる
かもわからんというようなことを、市長は市長であつ
て、政治家であつて、そういう専門業者じゃないと
思っんだけど、その辺は業者とこれは随契でやるよ
うですけども、その前に本当に詰めた議論を業者
とやっているのか。業者の名前も発表していいと思
うんですけども。ずっと国東と豊後高田は同じ業
者でやっています。宇佐はまた別の業者でやって
いるんですけども。その辺もやって、詰めた結果こ
うなんだと。俺の責任じゃないと、業者がこう言
うんだからということになれば業者の問題やけども、
ただ一方的に市長が思つとるからこれでやれと、も
うしょうがない、こうなつたというのとは全然違
うんです、一致したということで。これ、また入札は
ないんでしょう。もう結局随契で行くんじゃないん
ですか。その辺、どうなのか。

あと、やつたけれども、いや、そんなことやない、

あと1億円かかったとかいう、あるいは7,000万円かかったということになれば、今、市長、答弁したことが何だったかちゅうことになりますから。

私は、今のところのその答弁を信じるならば、市民の立場から見れば評価できる問題だと思うんです。これは、永松前市長ではできなかったことですから。その辺、もう一回、答弁してもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 市長。

○市長（佐々木敏夫君） 答弁の前に、訂正をさせていただきます。

去年の6,500万円の予算の中で、緊急的な補修を1,000万円施工させていただいております。去年が1,000万円、そしてことしが、今、補正で上げている2,000万円ということで理解をさせていただいていいのかなと。2年を考えますと、1億3,000万円が3,000万円上がるというふうに理解をさせていただいてもいいと思っております。

今までの経緯を申しますと、メーカーいわく、もし壊れたらいけないから事前に修理をやっていく、6,000万円から7,000万円を毎年やっていくという、事故の起こる前の安全手当であったというふうにメーカーから聞いております。

私は、壊れてから補修するほうが安価でいいので、ことし故障するか、2年先に故障するかわからないのに、6,500万円ずつ補修をかけるのは不合理だという解釈で、現地を見させていただいて、やらなければいけない部分だけをやっていくという方針に切りかえさせていただきました。そういうことであります。

○18番（大石忠昭君） 業者名は。

○市長（佐々木敏夫君） 業者名は、川崎技研だと思います。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） もう時間がないから、次、行きましょう。

○18番（大石忠昭君） じゃあ、そういうことで、市長が相当突っ込んで議論を検討したようですので、そのことを信じて、次に行きます。

次は、『鬼が仏になった里「くにさき」』のストーリーの日本遺産認定の関係で、私は本当に地域活性化をどうするかということはいずれの問題だと思うんですけど、今ありました中で、課長が人材育成で講座をもつんだと言われました。予算を見てみたら、わずか65万円だったか。人材育成、68万2,000円を組まれております。だから、私の言う、昭和の

町のガイドみたいに、何とか国東を売り出せる、本当に方言交えておもしろおかしく語ってもらう。トレッキングももっともっと、今、中山仙境だけでも約500人、きのうも現地でいろいろ意見聞いてみましたけど、見えているようです。だから、このガイド養成という、推進協議会では68万2,000円の予算なんですけど、これは今年度予算なんで、今年度何回ぐらい開いて、何人ぐらいのガイドを養成する考え方なのかをちょっと聞かせてください。

○議長（安達 隆君） 文化財室長。

○文化財室長（板井 浩君） それでは、大石議員の再質疑にお答えをいたします。

ガイドの育成についてであります。先程ご答弁申し上げましたように、今回は日本遺産に興味ある方や、そういった広く募集をかけまして、ガイドの養成講座を開催したいというふうに考えております。そのために、今回の予算につきましては、ガイドのテキスト等を作成をいたしまして、現地での講座を考えたいと思いますので、そういったバス代というのも考えております。

養成回数と人員につきましては、できるだけ多くのガイドの養成ができればいいというふうに考えております。そういった中で、一定の基準、ガイドとしてスペシャリスト的な、そういったガイドの育成ができればというふうに考えておりますので、そういった方向で進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので、次に行きます。

次は、35号議案です。

これは、呉崎の桂区にあります市の終末処理場の施設の更新事業をやると。多分、建設以来初めてじゃないかと思うんですけども。この工事が1億7,340万円で契約するようでありますけれども、私は、もうこれだけ、今も中小業者の議論がありましたけれども、地元の中小業者を育成するために、これだけ1億7,340万円という契約をするならば、やっぱり地元で、この工事の原材料を買えるものは地元業者から購入させると。あるいは、下請け、孫請けなど、地元業者でやれる仕事については地元業者に発注するようにしてもらわないと、これ、国民の税金ですから。やっぱり、全部、本部、東京に持って帰ってしまうちゅうことのないようにしてもらいたいと思

6月19日

ますけど、その辺をどう見ているのか。これだけ1億7,340万円の、これ、初めてのことなんですけど、これをやることによって、豊後高田市の経済波及効果をどう見るかということの説明してください。

○議長(安達 隆君) 上下水道課長、早尻真一君。

○上下水道課長(早尻真一君) それでは、第35号議案の質疑についてお答えをします。

今回、工事を委託する日本下水道事業団は、法律に基づいて地方公共団体が出資をし、国土交通大臣が認可した地方共同法人で、その業務は下水道整備の促進等を目的として、地方公共団体からの要請に基づき、下水道基幹的施設の建設や技術的援助等を行うこととされております。

終末処理場や幹線汚水管路の建設に係る設計や工事の監督、監理等につきましては、高度な専門知識と技術、下水道法による資格者を要することから、本市では昭和52年の公共下水道建設当時から、日本下水道事業団との委託協定により実施してまいりました。

今回の電気設備工事につきましても、建設から25年ぶりとなる大規模なもので、日本下水道事業団に委託したいと考えております。

その工事委託に関する協定金額につきましては、提出資料のとおり、工事費のほか、日本下水道事業団が行う工事の設計、発注及び監督業務等に要する管理諸費が含まれております。

工事発注に伴う予定価格については、一般競争入札によって、日本下水道事業団が発注をした全国的な工事の実績の基づく資材単価の設定や、特注となる電気設備の複数業者見積りによる製作費の積算、国の基準に基づく諸経費等によって算定されており、管理諸費につきましても、国から認可された経費率によって算定されておりますので、適正な価格であると考えております。

なお、ご質問の、この工事に伴う経済波及効果につきましては、特殊な電気設備工事でございますので、限定的なものとなるかもしれませんが、工事発注に当たっては、その特記仕様書に地元下請け業者と地元産資材等の優先使用を明記する旨、日本下水道事業団に文書にて要請をいたしております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) これが適正価格と思うという説明がありましたけど、私どもはちょっとその辺のチェックは専門家じゃないからできないんですけ

ども、全国のこういう施設が日本下水道事業団にこういう方法をとられておるので、ここで議論してもちょっとやむを得ないと思いますけれども、原材料とか下請け業者で、高田で購入できる、高田で発注できるものを発注するちゅうのは、これ、やりようによってはできるんです。これ、政治力になるんですけどね。そういうことを文書で明記して要請をしたという、これはもう当然のことなんです。そういうことは、実際に私の言っている、科学的に見てこの1億7,340万円という協定金額なんですけど、ここでまた、この事業団のほうは、入札して金額が決まってくるだけだ。

何を言いたいかといったら、そういうように文書で要請をしたんだということは、私の言うように、原材料でどれぐらい、せめて下請けでどういう業種でどれぐらいと、金額でいえば、1億7,300万円の内に、何千万円かは豊後高田の業者に波及効果があるというように、一番うまく行った場合でというような概略をつかんでいるのか。一般論として、そういう文書で要請したということはわかるんですけど、実際にうまく行けば、こういう原材料は高田で買ってもらう、こういう仕事は市内の業者でやってもらうというのが一番うまく行ってどれぐらいになるのか。うまく行かない時はゼロになるんじゃないけど、うまく行った時にどのぐらいみているのかを聞きたいんです。

最後に、市長にも、それは課長でいいんだけど、市長に聞きたいのは、市長の政治力で、何とか地元原材料購入、地元業者発注でできるだけそうやってくれということを、今のごみ処理場の補修工事でメーカーとやっぱりやり合って成果上げているわけから、今度、東京に乗り込んで、事業団とも議論をして、契約する前に議論をして、その辺を押さえるべきじゃないかと思いますが、佐々木市長の政治力を発揮してもらえませんか。

○議長(安達 隆君) しばらく休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時8分 再開

○議長(安達 隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長(佐々木敏夫君) 文書でお願いはするものの、直接先方と契約前に協議をしてまいりたいと思っております。

また、今、ゼロからどれだけの波及効果があるか

という質問ではありますが、内容によってはゼロかもしれないし、その内容次第で変わってくるのではないかなというので、数字のパーセンテージは今の段階では出せる状況にないということで理解をお願いいたします。精いっぱい努力させていただきます。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 市長が精いっぱい努力をするということですから、そういうことは評価しますので、努力をしていただきたいと思います。

次に行きます。

次は、第38号議案の、市の環境条例を新たに制定する議案が出されました。提案理由説明で見ると、環境政策を市政の重点的な柱として位置づけると。そして、市、市民、業者の役割と方針を定めるための条例だということなんです。県下、調べてみましても、もうあと、ないところは、豊後高田市以外には2市のように。どこもできたんです。

それで、5つ質疑をしたいんですけども。

1つは、県下の中でも一番遅く制定にすることになったんですけども、豊後高田は他市に比べて、今度のこの提案されている条例は、何か特徴的なことがあったら説明してもらいたい。

2つ目は、第13条のところに、市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の適正な保全及び生物の多様性の確保に努めるとともに、人と自然の豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする、こうあるんです。これから見たら、前回問題になりました、風車の問題がありましたけど、今度、今、メガソーラーが山林や畑などにつくられて乱開発されたという住民の不安もあるんですけども、この13条の関係で、そういうメガソーラーなどの規制がこれで何かかわるものかどうか。ちょっと私は素人でわからないので、この条例解釈をどう見るのかを説明してください。

それから、3番目は、市の責務というところが第4条にありまして、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造のための活動に対し、支援又は協力するように努めなければならないとあるんです。市は協力するように努めるということは、具体的にどういうことなのかを説明してください。

それから、4つ目の質問は、第8条の中に、環境基本計画を市が定めるようになっているんです。よそはもうすでに定めております。よって、この条例が制定されたら、豊後高田の場合、いつを目処にこ

の計画を完成させるつもりなのか、考え方を示してください。

最後に5番目は、第11条に経済的措置という形で、必要があると認める時は、助成、支援その他の措置を講ずるとなっているんですけども、必要があると認める場合のがちょっと具体的にはどういうことなのか。これ、要綱などで定めないと、市長のさじ加減でどうなるというんだったらまた後でいろいろなるんで、その辺、議会でこういうことなんだというように明確にしてもらったらいと思いますので、質問いたします。

以上です。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 第38号議案環境基本条例についてのご質疑にお答えいたします。

この条例は、環境施策を市政の重要な柱として位置づけるとともに、市、市民及び事業者の役割と方針を定めることで、総合的かつ計画的に施策を進めていくために制定するものでございます。

その基本的な内容は、すでに県内他市で制定されている条例と大きく変わるものではありませんが、本市の特徴としましては、現在、重点的に進めています環境教育について継続的に強化していくことが重要であるとの認識の下、2項に分けて詳しく規定しているところでございます。

ごみ減量説明会等、大人に対しての学習機会の提供はもとより、将来を担う子どもたちへの環境教育を今後も重点的に進めていきたいと考えています。

そして、もう一点、条例の基本的な考え方を示す前文の最後に、本市が目指すまちづくりとして、環境にやさしいまちに加えて、住みよいまちということばを入れているところでございます。このことばが入っている条例は、県内他市にはなく、現在、本市が重点的に進めている定住施策の考え方を反映しているところでございます。

次に、メガソーラーの設置等、規制できるかについてでございますが、本条例は、基本理念を定め、環境施策を総合的かつ計画的に進めていくことを目的としていますので、本条例をもって規制を行うものではありません。

続けて、3点目の、市が行うべき市民及び事業者に対しての支援及び協力についてでございます。

環境施策を進めるには、当然のことながら、市が先頭に立って取り組むことが重要であります。市全体として推進していくには、市民、事業者の取り

組みも大変重要であると認識しているところでございます。そのため、市民、事業者が行う環境保全の活動等に対して、市の責務として支援していくことを第4条で規定しているところでございます。

そして、その支援といたしましては、第11条において、経済的措置等について規定しているところでございますが、現在実施している具体的内容といたしましては、生ごみの減量に取り組んでいただける方へ生ごみを堆肥化するためのコンポスター等を支給する生ごみ減量サポーター事業や、自治会でごみ集積ボックスの購入や修繕を行う際に必要となる経費の一部を助成するごみ集積ボックス設置等補助金事業等で支援を行っているところでございます。

最後に、環境基本計画についてでございますが、これは条例で定めた基本方針に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものでございます。

今後、市民の求める環境像、環境保全等に対する意識を調査するための市民アンケートを行うとともに、大学教授、市議会議員、市民代表などの委員で構成される環境審議会のご意見を伺いながら、平成31年度中の策定を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） なかなか、私も読み直してみましたけど、立派な条例だと思うんです。よって、この条例を制定する準備はいつごろからかかっているのか。前の市長の時代から命令があっているのか、新しい市長になってからあったのかをお聞きしたいんです。

それから、もう一点だけ。

メガソーラーのことで、今ちょっとよく聞き取れなかったけど、今、宇佐で動いているのが、院内町で、大型養豚業者の排水問題で、もう住民運動が起こっております。そういう污水対策あるいはメガソーラーなどの、もうこれ、景観だけじゃなくて環境も壊すと思うんだけど、こういう、私が読んだ範囲ではこれが何も規制がきかないかなと見るんだけど、何か規制がきくようにこの条例は解釈できるのかどうなのか、説明してもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 環境課長。

○環境課長（後藤史明君） 第38号議案環境基本条例についての再質疑にお答えをいたします。

この条例の制定に向けての取り組みにつきましては、二、三年前ぐらいから準備はしてきたところで

ございます。それまでは、他市の状況等を充分調査しながら、県の指導等も仰ぎながら、条例の内容について検討してきたところでございます。

それから、本条例につきましては、先程申し上げましたとおり、基本的な理念等を定めるものでございますので、この条例をもって規制とかいうことはできません。そのため、基本的には既存の法令等でこれに対応していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○18番（大石忠昭君） もう一点の、市長から命令があったのか。

○環境課長（後藤史明君） 最終的には決裁ということになろうかと思っておりますが、その具体的な日というのはちょっと。内部の検討は二、三年前からもう行っていたということでございます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） もう一回質問できるね、この問題ね。

必要な支援を行っていくということで、今、ごみの問題での云々があったんだけど、私が聞いているのは、支援の内容について文書で要綱として定めとったほうが、市長のさじ加減でどうにでもなるということになるとまた不公平が起こることもあるんで、そういう支援の中身というのは要綱をつくるべきじゃないかと思うんだけど。条例ができた以上、要綱もつくるべきだと思うんですけど、その辺、どうなんでしょうか。

○議長（安達 隆君） 環境課長。

○環境課長（後藤史明君） 第38号議案の環境基本条例についての再々質疑にお答えします。

先程申し上げました支援の具体的な例として、ごみ集積ボックスの補助については要綱で定めております。今後、必要な支援等については内部でも充分検討しながら、別途、必要なものが出てきましたら、要綱を定めて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） じゃあ、次に行きます。

あと2件ありますので、2件とも答弁を求めたいと思いますから、時間配分をしながら質問しますので、要領いい答弁をお願いします。

最初は、国保税の条例改定がことしの3月31日に市長の専決処分で行われました。この内容は、国保税の課税限度額を4万円引き上げることと、

あと2割軽減、5割軽減世帯の対象を広げるための改正、2つなんですけど。もう時間がないんですけど、上限の部分だけの答弁だけを求めたいと思います。

今回、4万円、国保税が所得の高い人は上がることになるんです。上限が4万円上がることなんですけども、その影響を受ける対象はほんのわずかだと思うんですけど、資料では12世帯のようなんですけど。

具体的にその人がどうこうということを知っているんじゃないんです。一般論で、全国的にやられている計算は4人の標準世帯、親子4人世帯で見た時にこれぐらいの、奥さんの収入はないと見て、主人の収入だけでいいんですけど、普通、その計算しますね、全国どこでも。議会での答弁発表、皆、これなんですけども、4人家族で計算した場合に、今の豊後高田の税率で、この最高限度額。これまでは54万円、いわゆる基礎部分、医療費部分が最高54万円、その他、介護部分が幾ら、後期高齢者部分が幾らとあるんですけど、今回の改正は、医療費部分だけ4万円上がるということなんですけど。ここの54万円の人というのは、4人世帯やったら所得が幾らの世帯が対象と。今度、それから4万円上がったところの一番上の人、いわゆる54万円になった人というのはどれぐらいか。いわゆる条例上で計算したら、こういう所得の人が影響するんですよ。それ以下の人は影響しないんです。この間の人です。それがどれだけということを知りたいと思いますので、ちょっと発表してもらったと思います。

それだけでいいです。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） 第3号報告豊後高田市国民健康保険条例の一部改正に関するご質問にお答えします。

今回の国保税賦課限度額の改正につきましては、基礎課税額である医療分を54万円から58万円に改正しています。

この改正による影響についてですが、当初予算算定時での試算では、改正前の54万円では超過世帯数が114世帯、改正後の58万円では超過世帯数が102世帯と見込んでいます。差し引きした12世帯が、54万円を超え58万円未満の範囲内で課税される世帯で、影響額は22万4,100円と見込んでいます。

また、この範囲内で課税される12世帯の所得額に

ついては、夫婦2人、子ども2人のモデル世帯で、年間所得がおおよそ423万円から462万円の範囲と試算しています。

次に、低所得者の方の軽減措置に係る所得判定基準の改正による影響についてですが、2割軽減が改正前と比べ9世帯の増、軽減額は15万9,300円の増、5割軽減が7世帯の増、軽減額は47万2,000円の増を見込んでいます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今、丁寧な軽減世帯の分までご説明いただきましたが、もう時間がないので、上限のことについて。

私の調査によりますと、今、54万円が58万円に上がるのは医療費部分です。あと、後期高齢者分については、今、豊後高田の場合は19万円、それから介護支援金の分については16万円なんです。合計しましたら、最高が年間93万円を払う世帯が102世帯になるんです。これを、我が日本共産党としても賛成か反対かというのは、議員の会議でも県下でもよく議論をするんですけども。

今、説明があったように、4人世帯で462万円の所得があったら、93万円の税金がかかるんです。もう、大変なんです。だから、いわゆる市民の所得に比べて税率そのものが高いということが一番問題で、やっぱり国の負担をふやさないと。国の負担が前よりもだんだん悪くなって、その分が被保険者の国保税がふえるという仕組みになつてくるから。

これは、佐々木市長が悪いと言っているんじゃないんです。国の制度そのものを抜本的に変えなけりゃ、この問題、片づかない。この専決処分も、市長が議員に諮る前に専決処分したから、私たちは事後承認してくれということ、事後の承認するかしないかなんだけれども。

私はこれ、もう、我が党としてはやっぱり今の段階では、こんだけ462万円の方が93万円税金とられるというのは大変な問題だということで、まあ、一部軽減措置はありますが、それはほんの、ここの資料にあるとおりなんです。その方については、それは前よりも軽減されるから負担が軽くなる、これはいいことなんです。けれども、全体的にこれを問題にしないと、いつまでたっても、足らなければ被保険者の国保税を上げればいけないかと。

今回、大分県と一緒に共同運営することになって条例改正やったけど、据え置きになったんで

す。高田の場合は据え置きだけでも、全国見たら、半分以上の市町村が引き下げをしているんです。県と交渉してみても、市が一般会計から繰り入れをすることを認めるという答弁もしている県がありましたけど、そうしてでも市民の負担を抑えて、いわゆる税率を変えて、皆さんが安心して国保税を払えるようにしようというのが全国の流れになっただけです。その時に、豊後高田の場合、据え置きでとどまっているから、私は今回、市長がその議会の後の3月31日で専決処分で行っているから反対をしたいと思うんですけど。よって、そのことを表明して、次に行きます。

次は、最後は報第7号で、示談の成立に基づいて、これ、報告なんですけど。

いわゆる公用車による事故が2つ起こっております。1つは、自転車と衝突して、自転車のタイヤとかあるいはかごを損傷させたとか、もう一つはブロック塀を壊してという事故なんですけど。誰しも事故を起こさないという保証はない。どんなことをしとっても、いつどうということになるかわからないけれども、毎回こういう形で職員の事故が報告されておりますので、やっぱりいかがなものかなと。

だから、私を含めて、二、三日前もあそこの213号線で大きな人身事故がありましたけど、やっぱりそういう事故から学んで、職員も、私たち議員も、市民もお互いに気をつけるという立場から質問したいんですけども、何とか、こういうたびたび起こっている公用車による事故から教訓を引き出して、今後の事故防止対策を進めてもらいたいと思いますが、どうなのか。これ、市長じゃなくて、担当課長で結構です。答弁をお願いします。

○議長（安達 隆君） 市参事兼総務課長、佐藤之則君。

○市参事兼総務課長（佐藤之則君） 報第7号のご質疑にお答えをいたします。

公用車の事故につきましては、今回もご報告という事態となりまして大変申し訳なく、相手の方そして市民の皆様に対しましておわびを申し上げます。

事故の概要につきましては、先程、議員もおっしゃいましたけれども、議案のとおりでございますけれども、相手方のある事故件数は、平成29年度におきまして、これまで報告済みのものが3件、今回の報告案件が2件、それに今後報告予定のものがもう一件ございまして、計6件となり、いずれも物損事故でございます。

これは、事故が多発した平成25年度の11件からすると減少しておりますけれども、市民の財産を事故により損傷させたことは、率先して交通安全を推進する立場にある私ども公務員として、重ねて大変申し訳なく思っております。

このような状況から、市といたしましては、毎月開催する課長会議において、発生した事故の状況を共有するとともに、交通安全の周知徹底を図っているところでございます。

また、職員の交通安全意識の高揚を図るため、本年1月に豊後高田警察署から講師を招き、全職員を対象とした交通安全研修を開催したところでございます。

これに加え、全公用車に注意喚起のステッカーを張ったり、各課輪番で全職員が交通安全夕刻指導に立つことで、職場での交通安全運動に取り組んでいるところでもございます。

このような対策が功を奏してか、今年度に入りまして、今のところ交通事故の報告は受けておりませんが、交通事故防止策に100%のものはないと認識しております。引き続き、職員の交通安全意識の高揚に向けて地道な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 6回あったということなんですけれども、私たちは議会に報告されて初めて知るんですけども、職員の皆さんにはその都度何か知らせて、お互いに気をつけようということになっているのかどうか。最近は何事故がないようでありがたいんですけども、ごみゼロ運動のように、職員の事故ゼロ運動をやるぐらいな提起を主張したらどうでしょうか。

終わり。（「そういう答弁簡単にしてください。」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 総務課長。

○市参事兼総務課長（佐藤之則君） 再質疑にお答えをいたします。

その都度知らせて周知をしているかということでもございますけど、先程もちよっと申し上げましたけれども、課長会で、その事故のあった課長が、その事例を詳しく話しております。そして、共通認識として、こういう場所ではやっぱり事故が起こりやすい、こういう事例が起こりやすいということを全職員に知らせてきたところであります。

今後とも、先程も申し上げましたけれども、全職員で取り組みを進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○18番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午後の会議は、13時に再開をいたします。

午前11時34分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

4番、甲斐明美君の発言を許します。甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） お疲れさまです。日本共産党の4番、甲斐明美です。

昨日の大阪地方での大地震によってお亡くなりになられた方、お悔やみを申し上げます。被害に遭われた方々にもお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは質疑に入ります。

第33号議案について、1、生活保護適正実施推進事業について。

本年10月から生活保護法の改正が施行されるが、どのような内容でシステム改修を行うのでしょうか。説明をお願いします。

2、農業基盤整備促進事業について。

水田畑地化を含む圃場整備計画を策定するものとして一般財源で306万8,000円を予算計上しているが、どのような計画を考えているのでしょうか。計画に当たって作業の手順などを説明してください。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 第33号議案の内、生活保護適正化実施推進事業についてのご質疑にお答えします。

生活保護制度全般につきましては、平成25年の生活保護法の一部改正法の附則において、施行後5年を目処として検討を行うことが規定されております。そのため、これまで社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、さまざまな課題について審議が重ねられてきております。

また、生活保護基準につきましては、定期的に検証を行うこととされており、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に一度実施される全国消費実態調査のデータなどを用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとされております。

そういった国での議論を経て、今回、生活保護制度の改正内容が示されましたことから、その内容を

踏まえたシステムの改修を行うものであります。

その改修内容は、生活扶助費の部分では、年齢階層の区分の変更及びそれに伴う基準額の変更、加算部分では児童養育加算の額及び支給対象の変更、母子加算の基準額の変更となっております。

なお、これらにつきましては、本年10月からの実施予定となっておりますが、激変緩和措置として3年間をかけて段階的に改定されますことから、システムもそれに対応する改正となっております。

そのほか、学習支援費、入学準備金の年間上限額の管理や大学等に進学した際の進学準備給付金の創設や就労自立給付金の見直しがございますので、給付処理に対応する各種申請書などについて改修を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 市参事兼耕地林業課長、都甲賢治君。

○市参事兼耕地林業課長（都甲賢治君） それでは、農業基盤整備促進事業についてお答えします。

この事業は、中真玉地区の水田の農地集積と畑地化を目的とした農地整備事業であります。

今回の事業内容につきましては、先程、安達議員の質疑にお答えしたとおりでございます。

今後の事業の推進につきましては、まずは土地所有者の同意を得られるように個別に事業説明をして、集積後の農地で営農する農業者の意向を確認しながら整備計画を策定していきたいと思っております。

さらに、事業費や農業者が負担する受益者負担金を算定して、事業実施が可能になった範囲で平成31年度以降に事業を着手してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1番の生活保護適正実施推進事業についてですが、再質疑をします。

課長の先程のシステム改修の答弁の中で、生活保護利用者にとってよくなった点、または悪くなった点等があると思っておりますけれども、よくなったところは子どもの大学や専門学校などの進学準備給付金の創設がありました。また、悪くなったところは、高齢・単身世帯の生活扶助費などが下げられたようです。いろいろあると思っておりますけど、このシステムの改修については、私の知っているところでは、本市でも委託しているシステム会社の不具合により、国保税の取り過ぎや不足、ひとり親家庭の子ども扶養手当を支給し過ぎて返金を求めたことなどあって、生

6月19日

活がぎりぎりの中で支給されたお金を、知らずに使ってしまっているのに、返金するように市民に求めたことがあったようです。

今後は、このようなことがないようにしてほしいと要望します。

また、システム会社だけの責任ではないと思います。こんなことのないようにしてほしいのですが、市としてはどのように考えられますか。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（植田克己君） それでは、甲斐議員の再質疑にお答えします。

システム改修に当たりましては、きちんとうちのほうも検証を行いまして、システムの内容に不備がないように検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） そのように市のほうもチェックをしっかり行っていただいて生活保護の行政のほうにはよろしく願いたいと思います。

今、本市では、生活保護申請に行けばよく対応してくれて申請用紙をすぐに出してくれているようです。当事者にとってはなかなか窓口まで行くのはためられるようですが、私たち今、日本共産党が市民アンケートをとっておりまして、その中には貧困で自殺するしかないというような内容もあります。匿名でしたので誰かわかりませんが、優しい豊後高田市として、貧困で自殺するようなことのないように、行政側もよろしく願いたいと思います。答弁は求めません。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 2番の農業基盤整備促進事業についてですが、先程、安達議員の質問の中、質疑の中で答えられていることもあったようですが、場所は真玉ということで畑地化をされるというようなことですね。また平成31年度以降にされるということで、ことは策定の時期じゃないかなと思います。これから具体的な計画をしていくわけですので、計画作業の手順というのは、市職員も当然現場に行って委託業者の方たちと話し合っていくのではないかと思います。

この306万8,000円の業務委託料はどういう業務を委託するのか教えてください。どういう基準でこの金額が出てきたのでしょうか。

受益者負担というのはどれくらいでしょうか。10アール当たり幾らというふうな、もし答えられれば、

10アール当たり幾らというふうに言っていただけるとありがたいと思います。

委託業者はどこなのか教えてください。

○議長（安達 隆君） 耕地林業課長。

○市参事兼耕地林業課長（都甲賢治君） それでは再質疑にお答えします。

委託先は大分県土地改良事業団体連合会、いわゆる、土地連のほうに業務委託する予定でございます。

委託業務の内容でございますけど、先程、安達議員の際、答弁の中でもお答えしましたけども、詳細につきましては、まずは現地の踏査、地域を歩いて回って地形内容を確認する作業になると思います。それから、先程の土壌調査、それから用排水系の調査ということで、水がどういうふうに流れているかというような調査をやることになると思います。それから、ある程度正確な面積、それから数量の計算等々をやりまして、当然、地権者への同意が必要になりますので、土地所有者がご存命で地域におればいいんですけども、そういった方々、いわゆる亡くなられた方ですと所有権がある方、事業の同意をいただける方を調査する事業も入っております。

最終的に効果の算定とかそういったところに行くんですけども、今回は計画平面図の作成までを行いまして、土地改良事業ですのでどうしても農地の土地の所有者の同意がこれは絶対条件になります。今回は畑地化、それと農地の集積ということでございますので、先程、安達議員の答弁の中でも申し上げましたように、現地はもうすでに耕作放棄地として約半分近くがもう荒れておりまして、営農にかかわっている方がいないという状況でございますので、小さい水田を集めてちょっと大きい区画にしまして、そのまま水田で利用するのか。市といたしましては、できるだけそういう高収益にかかわる、特に白ネギですね、白ネギに関しましては農用地が不足しているという状況でございますので、そういった方向での整備ということで説明しながら進めていきたいと。ある程度、計画はもう今年度立てられるんですけども、そういった諸条件が整いまして事業の準備ができましたら、来年度の平成31年度の予算化ということで事業実施に向けて進めていくというような格好になろうかと思います。

負担金でございますけども、今進めておりますこの事業につきましては、事業費の約5%を受益者負担としていただくという予定にしております。従来、圃場整備については土地、農地を持っている方が負

担はしていたんですけども、今はそういう状況でございますので、農業者いわゆる生産者が負担することで事業は進めてまいります。

これにつきましては、当然、そういうつくる側の要件を充分加味した形で、先程言いましたように、水田の稲作を計画される方であれば、ある程度集積して用排水システムの整備をしたり、それから畑地化、いわゆる白ネギを含むですね、そういうもう水田じゃない、畑として利用したいという方がありましたら、ここはまたいわゆる砂を外から持ってきて置く客土工法とか、あるいは排水を充分にする暗排とかいろんな工法がございます。これはいろんな諸条件で変わってきますので、その辺はいわゆる生産者、この事業に直接かかわる方々と一緒に協議しながら進めていくことになろうと思います。

事業費につきましてはそういったことですので、重厚な形で現地の形状を大きく変えることになれば、当然事業費が大きくなりますので個人の負担も大きくなると思います。あるいは現地の今回計画している地域であれば、非常に先程も安達議員の時にご答弁しましたように、明治、大正とこう整備してまいりまして、当時としては画期的な区画整備された農地で1級農地でしたんですけども、一区画当たりの面積が1反と非常に狭いので、これをまとめて最低でも5反、6反ぐらいの大きな区画にしてそのまま水田として利用できるのではないかと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 圃場整備という性質のものというのは、私は田舎の水田のところに住んでおりますので、もう十何年も20年も前に圃場整備をしたところなんですけども、その時はその地主が負担をしていたわけですね。結構な額になったようなちょっと聞いた時は、ああ、するんだなと思いました。今度は生産者が負担するというのはちょっとぴんとこないというか、なんですけども、生産者の方というのはこの土地を借りてもいいという方がもう大体出ているんでしょうか。これから募集するという形にしているんでしょうか。生産者がどこまで負担するか。この5%ですか、5%全て負担するのか、何年、10年間借りるならば2.5%にするとか、そういった法律とか決まりがあるものかどうか、お答えをお願いします。

○議長（安達 隆君） 耕地林業課長。

○市参事兼耕地林業課長（都甲賢治君） 生産者、いわゆる受益者負担金の償還というか、負担の割合というんですかね、今のところ、分割してとかそういうことは考えておりません。一応5%、その事業実施年度にかかった経費の5%を納めていただくという考え方でございます。

先程、従来の圃場整備の仕方、これは水田に限らず畑も含めて、基盤整備で面の関係を形状を整えて土地を集める工事を総称して圃場整備というんではないかと、私もそのへんの、事業担当課ではございますけども、圃場整備とは何ぞやと言われても正式なことは言えませんが、要するに農地の区画を整理して農用地を散らばったものを集めると、あわせて道路や水路の関係を良くするというこういう事業じゃないかと思っております。従来、議員おっしゃるとおり、土地所有者のほうに負担をお願いしていたんですけども、今、土地持ちの方の農家というのは、非常に割合も少なくなっておりまして、先程来、先程来ちゅうことはないんですけども、昨今、非常に言われております、耕作放棄地の問題につきましても、いわゆる土地持ち農家の方じゃなしに、小作として農地を借りてつくっている方々がだんだん少なくなったと。これが結果として耕作放棄地になったと。今後このこういった対策をどうするかとなった時に、いわゆる今、機械化が進んでおりまして、いわゆる大型機械のような効率的な農作業、それとあとは高収益な作物をつくる。要するにつくり手が魅力をもって生産に入れるかどうかという条件を我々はつくらなきゃいけないんじゃないかと思っております。その時に、先程のその生産者による受益者負担というのが、これは昨今の契約約款とかの国営事業でもそういうようなやり方をやっておりますし、非常に今頑張っておる農家の方は非常に意欲的な方が多く残っております。いわゆる認定農業者といわれる方々でございます。こういった方々は機械化も当然進んでおりますし、あるいはもう水稻、米にかかわらず、白ネギであったり、高収益の作物をどういうふうにつくっていくかということをご日常から考えておられると思います。ですから、そういった方々と協力して農業者がつくりやすい、希望する農地を今後は整備していくつもりでございます。

ですから、予定の面積約10ヘクタールあるんですけども、先程、答弁の中で申し上げられましたように、随時、区画はもう同意がとれて事業を着手できればその内4ヘクタールでも5ヘクタールでもできたところから

6月19日

進めていくと。当然こういう事業がほかの地域にも波及効果を及ぼして、この地域でも実施してほしいというような話になれば、どんどん広げていく話があってもいいんじゃないかなと思っています。

いずれにしても、受益者負担金の考え方は、今の時代はそういうふうな、今、国と県、我々もそういうふうに進めていくのがいいのではないかと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） これまで余り圃場整備について、私も議会の中で質したことがなかったので、きょう聞きまして、生産者が受益者負担をするというのは初めて聞きました。考えようによっては、つくりもしない地主が払っていくというのは現実的には厳しいんじゃないかなろうかという気持ちが本当になります。この件は随分わかってきました。またこういう機会があったら質問したいと思います。

先程安達議員が、代表者だけでなく、近隣住民にも納得のいく説明をしてほしいということをおっしゃいました。この地域でもそういった近隣住民に説明をよろしくをお願いします。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 報第6号について質問します。

1つ、豊後高田市観光まちづくり株式会社の各事業の収支についてです。

平成29年度の経営状況報告書にたくさんの事業がありますが、その中で比較的新しい4つの事業について説明を求めます。

1つ目、チームラボギャラリー真玉海岸運営について、2つ目、チームラボギャラリー昭和の町運営について、3つ目、路地裏迷路運営について、4つ目、真玉海門温泉運営についてです。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、報第6号、豊後高田市観光まちづくり株式会社の各事業の収支についてのご質疑にお答えいたします。

まず、チームラボギャラリー真玉海岸につきましては、平成26年度に開催された国東半島芸術祭の真玉プロジェクトで世界的に有名なチームラボが製作したデジタルアート作品でありまして、恋叶ロードの新たな観光拠点施設として常設展示を行うため、市からの依頼を受けて、平成27年3月から第三セクターであります豊後高田市観光まちづくり株式会社が

が運営しております。

平成29年度の運営状況についてでございますが、入館者数が5,035人、収入が約440万円、支出が約474万円となっております。

次に、チームラボギャラリー昭和の町につきましては、昭和の町の新たな魅力創造を図るため、豊後高田市観光まちづくり株式会社が運営する昭和ロマン蔵内の東蔵に国の地方創生交付金を活用して、平成29年4月にオープンしたチームラボの体験型デジタルアート施設でございます。

入館者の皆さんが描いたキャラクターがスクリーンの中にあられ、本市の伝統芸能であります草地踊りを踊るという、小さいお子さんから楽しめる施設となっております。

平成29年度の運営状況につきましては、入館者数が2万78人、収入が約450万円、支出が約412万円となっております。

次に、路地裏迷路についてでございますが、豊後高田市観光まちづくり株式会社が運営いたします昭和の町展示館裏の空き地を有効活用するため、国の交付金を活用して整備し、平成29年1月にオープンした施設でありまして、昭和時代にタイムスリップした感覚で迷路を楽しめるようになっております。

平成29年度の運営状況につきましては、入館者数が8,395人、収入が約361万円、支出が約196万円となっております。

次に、真玉海門温泉についてでございますが、県内屈指の泉質を誇る海門温泉を通常営業することにより、市内外に向けてくさき六郷温泉の一体的な情報発信と誘客促進を図るため、平成27年7月から豊後高田市観光まちづくり株式会社が運営しております。

平成29年度の運営状況につきましては、入浴客数が6,836人、収入が約504万円、支出が約345万円でございます。

いずれの施設も市からの助成によりまして、何とか運営している状況でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） この4つの事業を聞かせていただきまして、随分人が入っているんだなと私自身ちょっと思ったんですけども、その中でチームラボギャラリーが少し支出が多いと、収入に比べて支出が多いというところで、あとのところは収入より支出のほうが少ない計算になっております。余りお

客さんが入っていないように見受けられるということも私自身もありましたけども、意外と路地裏迷路、迷路の中ですから見えないということもあるんですけども、うまく運営できているのかなと思ったりもしました。

観光まちづくり株式会社の経営については、市民が注目しております。あの事業はどうなったんだろうとか、あの温泉はうまくいっているんだろうとか、そういったふうに皆さん心配になっていると思います。これまで13年間の間にはうまくいかなかった事業などもあったかもしれないと思うんですけども、そういった事業で見直しをしているところはあるのでしょうか。ありましたら教えてください。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、まちづくり会社の運営に対します再質疑にお答えいたしたいと思います。

先程、現状を申し上げましたが、なかなか長い間運営していく間にはいろいろ厳しい状況でございます。先程の答弁で申し上げましたが、市からの助成をいただいて何とか運営しているというのが実情でございます。

例えば、2年前の地震とかそういった自然災害とかが起った場合はツアーがいきなりキャンセルがありました。非常に厳しい状況もあります。

昨年度は何とか、それに対応するため、インバウンド誘客、特に平成29年度から本格的にインバウンド対策取り組みまして、韓国からのツアーの団体でございますが、ツアー団体の誘客が対前年比で昭和の町につきましては3倍ほど見えていて、そういった取り組みや、先程言いましたチームラボギャラリー真玉海岸につきましては、誘客促進を図るため、あそこは真玉海岸に隣接しておりますので夕日を写真に撮られる方が非常に多くございます。そうした方にぜひ入ってもらうため、営業時間を昼からちよつとずらしまして夕方でも見られるような営業時間にずらしたり、そういった改善をしながら運営改善に取り組んでいるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 苦しい時も頑張っているいろいろな工夫をしていらっしゃるんだなという感じがしました。田舎の人というか、私もそうなんですけども、何か自分たちが利用しないと、余り人気がないんじゃないんだろうかとちよつと不安になるものな

んですけども、ちよつとインバウンドの今時代が来まして、そういった誘客のほうとかすごく頑張っているんだなという感じを受けております。

市からの助成というのがないとなかなかだと言われたんですけども、助成金収入というのがちよつとここ、私、資料を見ましてもよくわからないというのが本当なんですけど、助成金収入ちよつとところと補助金収入というところとかあるんですよね。そういうことでこのまちづくり株式会社にどれぐらいの助成金を年間しているのかお聞きしたいんですけど、また、現時点でこの観光まちづくり株式会社は赤字ではないと考えてよいのか教えてください。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長。

○商工観光課長（河野真一君） まちづくり会社に対します再々質疑にお答えいたしたいと思います。

まちづくり会社に対する助成につきましては、各種事業に伴います管理費とか、また施設の運営経費とかさまざまな形で助成が入っておりますので、ちよつと手元には全ての総計というのは正確な数字は持ち合わせてはいないんですが、先程申しました各施設ごとの数字で申し上げますと、チームラボギャラリー真玉海岸、先程、収入約440万円と申し上げましたが、ここのチームラボギャラリーは、運営費、あと保守費とか賃貸料とかいろいろかかりますんで、市から296万円ほど助成が入っております。

チームラボギャラリー昭和の町につきましては、ここはトータルで助成が146万円ほど助成いたしております。

次に、路地裏迷路につきましては、ここは昭和の町展示館、先程言いましたように、空き地裏の空き地を利用したものです。したがって、この路地裏迷路に対する助成というのはございません。もともと昭和の町展示館自体が収入が全く、ほとんどない施設でございますので、各種、ここは展示企画展をやっているんですが、その展示館の運営費に係る助成として、もともと路地裏迷路ができる前から助成を170万円ほど市から助成をしております、路地裏迷路をつくってもこの助成額は一切変わっていないと、言いかえれば路地裏迷路に施設に対する助成は行っていないというのが実情でございます。

海門温泉につきましては、なかなか営業時間もちよつとほかの市営に比べると短い等もありますので、ここはまた温泉施設ですので、かなり修繕がかなりかさみまして、市からの助成は約300万円ほど、市から助成しているというような状況でございます。

6月19日

ちなみに、最後の平成29年度におきますまちづくり会社の最終的な決算の状況は、資料にもございませんけれども、報告書にございますように黒字というような形でございます。

以上でございます。

○4番(甲斐明美君) これで終わります。

○議長(安達 隆君) 議案質疑を続けます。

5番、井ノ口憲治君の発言を許します。井ノ口憲治君。

○5番(井ノ口憲治君) 議席番号5番の井ノ口憲治でございます。

中尾議員や大石議員への答弁で、概要については概ねわかりましたので、思いを込めて第33号議案、日本遺産推進事業について1点お伺いをいたします。

5月の24日に豊後高田市と国東市の『鬼が仏になった里「くにさき」』が日本遺産に認定をされました。昨年の天念寺耶馬、無動寺耶馬の名勝指定に続き、大変うれしいことでございます。

そして6月16日には、夷谷の中山仙境と岩戸寺の文殊耶馬も国名勝に指定するよう答申がなされたということでございます。

国東半島を農業遺産に続きまして、国の名勝指定が2つ、日本遺産認定と、国東半島のすばらしい自然と悠久の歴史が評価されたものだと大変うれしく思っております。くしくも六郷満山開山1300年という年で、今後の取り組みに一層弾みをつけていただきたいものだというように期待をいたしております。これをきっかけに、国東半島近隣市町村でさらに連携を強化をしまして、国東半島の魅力を全国、世界の皆さん方にぜひアピールをしていただけたらというように思っております。

先般、出版されました赤神諒さんの大友二階崩れ、この本でございます。川口課長と一緒に写っております。市長は忙しいから余りまだ読まれていないんじゃないかと思いますが、こういう本でございます。この赤神諒さんの大友二階崩れは、屋山城主吉弘統幸公のゆかりの都甲の地、都甲の荘、松行川、天念寺、修正鬼会、箕城、無明橋等の地名が数多く登場をいたします。少々気合いを入れて読まない、難しいんですが、276、7ページ、最後のほうを見ますと、今言った地名が出てきます。この1ページの中です。ぜひこのページだけでも、市長読まれていなかったら目を通してください。そして、福岡の新人作家も今この吉弘氏、それから都甲の地を舞台にした小説を

書いているところでございます。この書きおろしの作品も読ませていただきましたが、これに負けないぐらいの立派な小説がまた近いうちに出るんじゃないかというように思っております。

そういう意味では、私は農業遺産にもなる、国の名勝にもなる、日本遺産にもなる、そしてこういう日経大賞をとった小説にもなり、そしてまた後を長く作家も出ているということで、非常にこの豊後高田市、そして都甲地域にとっても非常にこのうれしい、機を熟したなというような感じを持っております。

そういう意味では、東京オリンピック等のビッグイベントを控えて、大いに誘客促進に絶好のチャンスではないかなというように思っています。

職員の皆さん方のご努力に感謝を申し上げるとともに、さらにまた斬新なアイデアを出していただき、早急な取り組みになるようお願い申し上げ、3点にわたり質問をしようかと思っておりましたが、もう前の答弁の中でアはありましたので、イの2項目めの6月中に推進協議会を立ち上げてというような報道もなされていまして、どのような構成になるのかということをお尋ねをしたいというように思っています。

○議長(安達 隆君) 文化財室長、板井 浩君。

○文化財室長(板井 浩君) 井ノ口議員の第33号議案の内、日本遺産事業についてのご質疑にお答えします。

議員ご質問の、今回設立を予定しております、協議会の組織についてでございますが、予定としては7月の4日の設立総会を今考えております。

名称につきましては、六郷満山日本遺産推進協議会で、両市における商工観光団体、観光協会、文化財保護団体、宇佐国東半島を巡る会及び行政を含めた組織での構成を考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 井ノ口憲治君。

○5番(井ノ口憲治君) 近いうちにそういう設立の準備会が推進協議会が設立をされて検討に入ることだろうと思いますが、その中ですばらしい取り組みやアイデアが出るものだと思いますが、ぜひもう英知を結集をしていただいて、全国にアピールできるような斬新なアイデアを出していただきたいというように思います。

市長が中尾議員の答弁の中で、田染の夕日観音だとかずと河内の何でしたか、ちょっと今、ど忘れ

しましたが、点々各地域の名前を挙げていただきましたが、地元にいる者にとってはなかなか日ごろ見なれた景色で、その価値だとかいうのはなかなかわかりにくい面がありますが、そういう今回のストーリー性を持ったというような、また、外部からの目を入れてみれば、そういうふだん見ていた景色が、田染、そして河内、都甲谷、夷といったようなこの豊後高田市をつないだ、いい環境、いい観光スポットになるのではないかとというように私は思っています。そして、今しなければもうほとんどできないと、私は思っておるんです。ですからそういうようなところをうまくつなぐ観光商品をつくる。例えば、恋叶ロードもいい名称がついていると思いますが、豊後高田市、恋叶ロードに行こうというようなでも、それを参考にしながら、ちょっと市長が答弁をしている時に私がどんなことがあるかなと行って、ちょっと思いついてみました。鬼が仏になった国東半島に行こう、ちょっと単純ですけどそういうようなのもっと何か訴えるアピール力を持ったテーマにして、してから何かいいことができるんじゃないかなというように、座って聞いていて思ったりもしました。とにかくインパクトのある商品を何点かつくる。そして、岩峰めぐりコースをしようとか鬼面を見に行こう、豊後高田市へとか、山歩きで健康リフレッシュ、豊後高田市へとかいったような、今私が思いついたのを今言っておるだけで、そういうようなアイデアも出していただきますとさらにこの豊後高田市の魅力がフルに出せるんじゃないかなというように思っています。この豊後高田市だけでなく、今回、豊後高田市と国東半島と一緒にあって、この『鬼が仏になった里「くにさき」』といったようなことで、連携の中でできたということは私は大変いいことだというように思っています。そこで、国東半島全体の近隣市町村とさらにこう手を携えて売り出していただきたいというように思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第33号議案から第40号議案まで及び第1号報告から第3号報告までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、あす午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 河 野 正 春

豊後高田市議会議員 山 本 博 文